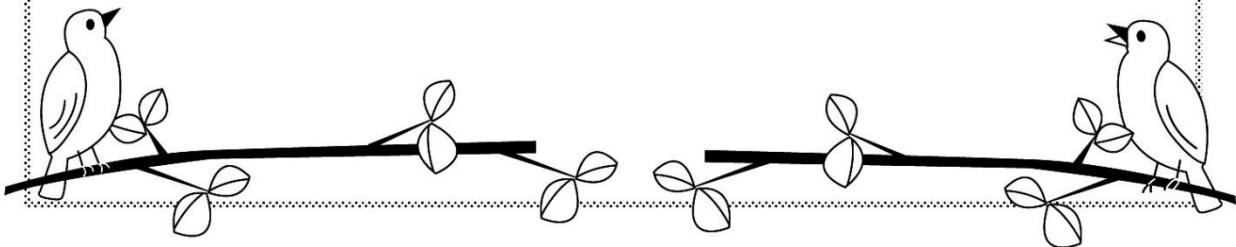


杉並区立富士見丘小学校 P T A

PTA会則



あわせて

「PTAのしおり」

もご覧ください。

このしおりは、PTAのきまりではなく、あくまでも会則にのっとって、
よりよい活動をするための参考になればという目的でつくられたものです。



杉並区立富士見丘小学校PTA会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、東京都杉並区立富士見丘小学校PTAと称し、事務所を富士見丘小学校（以下本校と言う）におく。

第2章 目的

第2条 本会は、保護者と教員が協力し、家庭・学校・地域社会における児童の健全な成長をはかり、会員相互の親睦と教養を高めることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党や宗教にかたよらず営利的活動をしない。
2. 自主団体として他からの支配や干渉を受けない。
3. 学校の管理、教職員の人事に干渉しない。

第4章 活動

第4条 本会は、会の目的を達成するために、会の方針に従って次の活動を行う。

1. 児童を取り巻く教育環境の改善及び地域社会の環境改善に努める。
2. 会員相互の親睦と教養を高めるための活動。
3. 児童の教育・福祉を目的として活動する他の団体・機関と協力する。
4. その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

第5章 会員

第5条 本会は、本校児童の保護者及び本校勤務の教員を会員とし、会員はすべて平等の権利と義務を持つものとする。

第6章 役員、会計監査及び専門委員会

第6条 本会に、次の役員及び会計監査をおく。

- | | | |
|---------|-------|------------------|
| 1. 役員 | 会長 | 1名（保護者） |
| | 副会長 | 4名以上（保護者3以上、副校長） |
| | 書記 | 3名（保護者2、教員1） |
| | 会計 | 3名（保護者2、教員1） |
| | 青少年育成 | 2名（保護者2） |
| 2. 会計監査 | | 3名（保護者2、教員1） |

第7条 本会の役員及び会計監査の選出は、別に定める選出規定により行う。ただし、教員については校長に一任する。

第8条 役員・会計監査の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は共同して会長の任務を代行する。
3. 書記は、総会、運営委員会、役員会の議事の記録保管等、庶務事務を行う。
4. 会計は、本会の予算に基づき経理事務を行い、会計監査の監査を経て総会で報告する。
5. 会計監査は、学期ごとに本会の収支を監査し、総会で報告する。

第9条 役員及び会計監査の任期は1年とする。ただし、引き続き1年間だけ再任できる。

ただし、教員についてはこの限りではない。

第10条 役員・会計監査に欠員が生じ、後任者を補充する場合は別に定める選出規定により選出された補充要員とし、任期は前任者の残存期間とする。

第11条 本会に次の専門委員会をおく。

1. 学級委員会

学級・学年PTAの連絡、調整及び児童と会員の福利をはかる。

2. 地域生活委員会

地域を母体とした会員の交流、交通安全、青少年健全育成及び地域環境整備をはかる。

3. 広報委員会

広報紙を発行し、PTA活動に関する情報の伝達をはかる。

第12条 専門委員の任期は1年とする。

第7章 会議

第13条 本会の会議は次のとおりとする。

総会、運営委員会、役員会、専門委員会、特別委員会、予算委員会。

第14条 総会は、本会の全会員をもって構成する最高議決機関とし、次のとおり行う。

1. 総会は定期総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2. 定期総会は年1回年度初めに開催する。

3. 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、または全会員5分の1以上の要求があった場合に開催する。

4. 総会の定足数は全会員の5分の2以上とする。ただし委任状を認める。

5. 総会の議事は出席者の過半数をもって決する。

第15条 運営委員会は、本会の執行機関として次のとおり行う。

1. 役員会、学級委員会、地域生活委員会、広報委員会で構成する。ただし運営委員会で必要と認めた特別委員会については構成委員会とする。また、必要に応じてその他の委員会及びクラブ世話人代表は出席して発言することができる。

2. 必要に応じて役員会が招集する。または運営委員会過半数が必要と認めた場合開催する。

3. 運営委員会は過半数の出席によって成立する。

4. 本会の運営企画に関する事項の審議と決定を行う。

第16条 役員会は、次のとおりとする。

1. 役員をもって構成する。

2. 役員が必要と認めた場合開催する。

3. 総会及び運営委員会の議事、その他必要事項について協議する。

第17条 専門委員会は、次のとおりとする。

1. 学級委員会、地域生活委員会、広報委員会は各学級より選出された委員で構成する。

2. 委員会ごとに委員長、副委員長を選出する。

3. 必要に応じて随時委員長が招集する。

4. 委員会ごとに必要事項について協議する。

第18条 特別委員会は、次のとおりとする。

1. 特定の目的を遂行するため運営委員会によって設置され、委員会の構成及び任務は運営委員会が委嘱する。

2. 活動期間は任務終了までとし、速やかに解散する。

第19条 予算委員会は、次のとおりとする。

1. 役員会、各委員会の委員長、会計で構成する。ただし、年度当初の予算編成は旧役員、旧委員長、旧会計も加える。

2. 次年度予算を審議して予算案を作成、運営委員会にはかる。

第8章 会計

第20条 会費は総会で決定し、会員は会費を年1回納める。

第21条 本会の経費は、会費及びその他の収入をこれに当てる。

第22条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 付則

第23条 本会則の改正は総会の議決を必要とする。

第24条 本会の運営に必要な内規は、別にこれを定める。

第25条 本会に次の帳簿を備える。

会員名簿、記録簿、会計簿、会計関係綴り。

第26条 会長がやむを得ない事情と認めた場合、その会員の会費を減免することができる。

第27条 本会則は平成16年5月11日より施行する。

富士見丘小学校P T A会則内規

(慶弔見舞いに関する件)

会員が次の各項に該当するときに、下記に定める慶弔見舞金を贈る。

記

1. 結婚祝金	会員が結婚したとき。	3, 000円
2.弔慰金	会員及び児童が死亡したとき。	5, 000円
3. 傷病見舞金	会員及び児童が傷病のため引き続き20日以上入院したとき。	3, 000円
4. 災害見舞金	会員の住宅がほぼ全焼したとき。	5, 000円
5. 1年以上勤務の教職員及び雇用員が退職の場合。餞別（記念品）		2, 000円
6. 本規約以外で特別事情があるときは運営委員会にて協議し決定する。		
7. 本規約は昭和53年4月1日より施行する。		

以上

杉並区立富士見丘小学校P T A

役員・会計監査選出規定

会員の総意を尊重し、公正円滑な役員・会計監査の選出を行うため、会則第7条の1に基づいて、本規定を設ける。

第1条 役員選出委員会

- 1項 (任務) 本委員会は、各学年の役員候補者の選出及び役員・会計監査の決定までの一切の事務を行い、その結果を会員に報告する。
- 2項 (構成) 本委員会は、各学級（6学年を除く）より1名、教職員より1名をもって構成する。ただし、運営委員会より2名、オブザーバーとしておく。
委員の互選により、委員長（保護者）1名、副委員長2名をおく。
- 3項 (制約) 公正公平な立場で任務を遂行する目的の為に、役員選出委員は役員の候補者となることができない。
- 4項 (報告) 本委員会は、発足後、委員会構成氏名を会員に報告する。
- 5項 (任期) 本委員会は、会長の招集によって第1回目の会合を行い、以後、自発的に任務を遂行する。全会員の投票において、選出された役員・会計監査の承認を受けた後、解散する。

第2条 役員候補者の選出

- 1項 (会長選出) 全会員からの立候補、推薦により会長候補を選出する。
- 2項 (その他の役員選出) 各学級の選出委員は、適当な時期に学年・学級P T Aにおいて、協議により、各学年より2名以上の候補者を選出する。（会長内定者の選出された学年は1名以上）必要が生じた場合、候補者数の決定は運営委員会に委ねる。

- 3項 (候補者の辞退) やむを得ない事情が生じた場合のみ、当該学級の選出委員より、役員選出委員会に申し出て、他の候補者に替えることができる。
- 4項 (補充要員) 役員・会計監査の任期中に欠員が生じた場合は、運営委員会に決定を委ねる。
- 5項 (免除要件) (1)会長経験者は、末子の卒業まで役員および委員候補を辞退できる。
(2)役員経験者は、その子の学年において卒業まで役員および委員候補を辞退できる。
ただし(1)(2)とも、会長及び役員職を任期満了まで務めた場合にかぎる。
(3)次年度入学予定の保護者としては候補者になれない。

第3条 役員・会計監査の決定

- 1項 (役職) 会長は、会長候補者の中から話し合いにより1名を内定する。
その他の役員は、各学年より選出された候補者の中から互選により内定する。副会長 3名以上、書記 2名、会計 2名。
副会長の人数については、新会長に一任し、運営委員会の承認を得て決定する。
会計監査は、話し合いにより現役員から2名を内定する。
- 2項 (学校側役員) 学校長に一任する。
- 3項 (報告・承認) 内定した各役員・会計監査は、全会員の投票により、承認を得て決定する。
ただし、承認は年度内に行い、有効投票（白紙・棄権は無効）の過半数を越えることとする。
補充要因の場合は、全会員の投票もしくは、運営委員会での承認を得て決定する。

- 付 則 1. 本規定は、運営委員会の議決によって改正することができる。
2. 本規定は、昭和29年 4月 1日より施行する。

昭和 59 年	4 月	1 日	一部改正	平成	2 年	1 0 月	2 7 日	一部改正
平成 7 年	2 月	1 8 日	一部改正	平成	9 年	4 月	1 日	一部改正
平成 14 年	6 月	1 3 日	一部改正	平成 14 年	1 1 月	2 6 日		一部改正
平成 16 年	5 月	1 1 日	一部改正	平成 17 年	3 月	1 1 日		一部改正
平成 20 年	3 月	4 日	一部改正	平成 24 年	4 月	2 6 日		一部改正
平成 26 年	5 月	2 0 日	一部改正	平成 28 年	5 月	1 9 日		一部改正
平成 29 年	5 月	1 1 日	一部改正	平成 30 年	5 月	2 4 日		一部改正
令和元年	5 月	2 1 日	一部改正	令和	2 年	7 月	1 日	一部改正

杉並区立富士見丘小学校PTA

クラブ運営規定

第1条 富士見丘小学校PTAのクラブは会員の教養を高め健康を増進し、あわせて相互の親睦をはかることを目的とする。

第2条 各クラブは年度初めに5名以上の会員で組織する。

第3条 各クラブは世話人2名をおき、互選によりクラブ世話人代表を窓口として活動する。
ただしクラブ世話人代表は運営委員会に出席し発言することができる。

第4条 各クラブの運営に必要な費用はクラブ会員で負担する。
ただしPTA会費よりクラブ活動費を補助することができる。

第5条 各クラブはPTA会員に随时入会を求める。

第6条 各クラブ活動のための案内・連絡はPTA会長、校長および副校長にもする。

第7条 各クラブ活動のため教職員の指導を受ける場合、校地校舎を使用する場合は校長の許可を得る。

第8条 新規クラブは1年間同好会として活動し、その後クラブとして発足できる。
ただし同好会には活動費の補助はされない。

第9条 各クラブ会員の児童が卒業した場合、希望により準クラブ員として残留することができる。
ただし次の規約に従うものとする。
1. クラブ世話人になることはできない。
2. クラブの運営に関する会議においては議決権を持たない。
3. 特に（都区）大会規定に定められている以外、選手として出場することはできない。

付 則

1. 本規定は、運営委員会において規定を改正することができる。
2. 本規定は、平成4年11月25日より 施行する。
平成5年 9月22日 一部改正

「PTA会則」

発行日 令和2年7月
編集発行 杉並区立富士見丘小学校PTA
東京都杉並区上高井戸2-16-13
TEL (3333) - 7028